平成２８年（フ）第１２０６号
福岡市東区和白１丁目４番８―103号
債務者　佐藤　一美
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２３５号
福岡県朝倉郡筑前町東小田1182番地14　ヒャクマンハイム　101号
債務者　俵　　英巳
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２４８号
福岡県春日市岡本５丁目97番地２　サンフィールド須玖102号
債務者　吉野美佐子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２５２号
福岡市西区愛宕１丁目１番６―502号
債務者　井上　綾香
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２５６号
福岡市博多区堅粕２丁目20番２―605号
債務者　久山　正広
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２６７号
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央１丁目７番１号
債務者　金地　　純（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４５号
福岡県三潴郡大木町大字横溝1142番地３
債務者　中山　　健
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
鹿児島県出水市高尾野町江内1253番地
債務者　倉田　浩司
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
茨城県龍ケ崎市佐貫１丁目３番地14　ドエル佐貫101号室、前住所茨城県龍ケ崎市姫宮町239番地　コーポＡ＆Ｓ101号室
債務者　吉村　拓徳
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
茨城県守谷市高野1290番地、前住所茨城県取手市野々井1464番地３
債務者　大作　恭一
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
茨城県取手市井野台３丁目８番１―204号、前住所茨城県つくばみらい市谷井田1204番地１
債務者　溝部　環（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
茨城県北相馬郡利根町もえぎ野台３丁目２番地14
債務者　内藤すみ江
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
茨城県龍ケ崎市松葉４丁目８番地５　アトラス103号室
債務者　新谷　慶子（旧姓斉藤・内藤）
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
茨城県稲敷市犬塚1274番地２
債務者　松村　義明
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
茨城県取手市戸頭３丁目34番１―204号
債務者　ネルソン幸世
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２８号
茨城県取手市取手１丁目５番11号　つつじの郷（405）
債務者　橋本　昌志
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
茨城県取手市白山６丁目17番７号
債務者　竹内　浩美
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係